

「(仮称) 八王子市文化芸術振興条例」の素案について

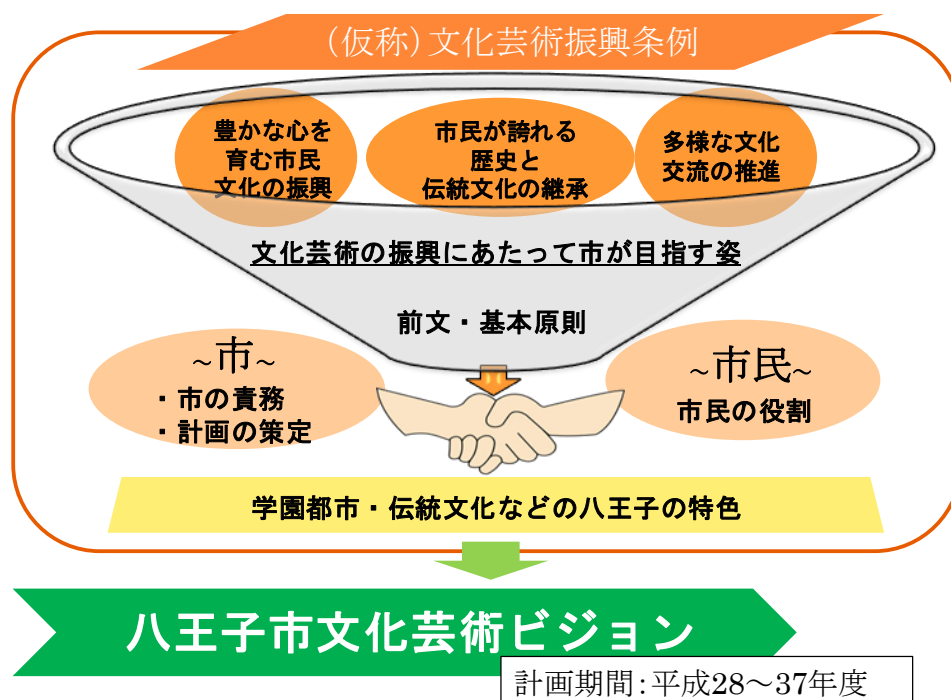
条例制定の背景

八王子市では、市民が主役となる文化芸術活動を推進し、文化芸術がより身近になるよう、市の方向性を示す「文化芸術ビジョン（計画期間：平成 28～37 年度）」を策定しました。文化芸術ビジョンでは、平成 29 年度の八王子市制 100 周年記念や、平成 32 年度の東京オリンピック・パラリンピック競技大会を文化芸術振興のきっかけとなる大きな機会ととらえています。

このような背景があるなか、これまでの文化芸術振興の取り組みをさらに推し進め、より多くの市民の皆様が文化芸術に親しんでいただけるよう、条例制定に向けて準備を進めています。

条例の構造

「(仮称) 八王子市文化芸術振興条例」は、市の責務及び市民の役割を明らかにするとともに、総合的かつ計画的な施策展開により、文化芸術の振興に当たって、市が目指す姿の実現をめざします。



条例の素案

1 前文

文化芸術は、私たちの生活に豊かさや潤いをもたらし、人と人を結びつけ、まちの魅力を高めるものです。

私たちのまち八王子には、歴史と先人から受け継いだ伝統文化があります。また、全国有数の学園都市としての豊富な人材と資源があります。このまちの多彩な地域性を活かし、文化芸術をさらに発展させ、後世へ引き継いでいくことが重要です。ここに、市民と市が手を携えてこのまちの文化芸術を振興するため、条例を制定します。

2 目的

この条例は、八王子市における文化芸術の振興に関し、基本的な事項を定め、並びに市の責務及び市民の役割を明らかにするとともに、総合的かつ計画的に施策を推進することにより、もって豊かで潤いのある市民生活を実現することを目的とします。

3 基本原則

- (1) 文化芸術の振興は、豊かな心を育む市民文化が発展するものでなければなりません。
- (2) 文化芸術の振興は、先人から受け継いだ伝統文化を継承するものでなければなりません。
- (3) 文化芸術の振興は、市民相互及び市民と国内外の人々との文化芸術の交流を推進するものでなければなりません。

4 市の責務

- (1) 市は、基本原則にのっとり、文化芸術の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進しなければなりません。
- (2) 市は、市民の自主的な文化芸術活動を促進し、これらの活動を支援するために必要な施策を講じなければなりません。
- (3) 市は、文化芸術の振興に関する施策の推進に当たり、広く市民と連携しなければなりません。

5 市民の役割等

- (1) 市民は、基本原則を理解し、文化芸術の振興に当たり、自らが文化芸術活動の担い手となる役割があります。
- (2) 事業者は、文化芸術活動を行う市民及び団体の活動を支援するよう努めるものとします。

6 文化芸術の振興に関する計画の策定

- (1) 市は、文化芸術の振興に関する施策を推進するため、文化芸術の振興に関する計画を策定します。
- (2) 前項の計画を策定するに当たり、歴史、伝統文化及び学園都市等の地域性を踏まえ、文化芸術活動を行う者の自主性及び創造性を尊重するとともに、市民及び文化芸術活動を行う者等からの意見を十分に反映するよう努めます。

7 文化芸術に触れる環境の整備

市は、広く市民が身近な場所で文化芸術に触れることのできる環境の整備のための施策を講じます。

8 文化芸術活動を行う環境の整備

市は、文化芸術活動を行う者が多様な活動を行うことができる環境の整備のための施策を講じます。

9 文化芸術活動に関する情報の収集及び発信

市は、市及び文化芸術活動を行う者が連携して文化芸術活動に関する情報の収集及び発信を行う環境の整備のための施策を講じます。

10 文化芸術活動を担う人材の育成

市は、文化芸術活動を担う人材を育成するための施策を講じます。

11 文化芸術活動への子どもの参加の機会の確保

市は、子どもが優れた文化芸術に触れ、文化芸術活動に参加できる機会の確保のための施策を講じます。

12 文化芸術活動の支援等のための公共施設の活用

市は、文化芸術活動の支援を行う拠点又は地域の文化芸術を創造する場として、公共施設を有効に活用するための施策を講じます。

13 伝統文化の継承

市は、先人から受け継いだ伝統文化への市民の理解を深め、後世へ継承するための施策を講じます。

14 文化芸術の交流の推進

市は、市民相互及び市民と国内外の人々との文化芸術の交流を推進するための施策を講じます。

15 大学等との連携

市は、学園都市としての地域性を活かして文化芸術を振興するため、市及び文化芸術活動を行う者が大学等と連携できる環境の整備のための施策を講じます。

16 様々な分野との連携

市は、文化芸術がまちづくり、教育、福祉、産業その他の様々な分野に影響を及ぼすものであることに鑑み、文化芸術の振興に係る施策の推進に当たり、これらの分野に関わる者との連携を図ります。